

## 舞鶴市事業者等物価高騰対策支援事業 ～5月18日から給付金と補助金の申請受付を開始～

舞鶴市の事業者向け物価高騰対策として、物価高騰の影響を受ける全ての事業者向けの給付金事業と、生産性向上等の経営改善により構造的な物価高騰への対応力を強化する投資を後押しする補助金事業の申請受付を開始しますので、お知らせします。

### 記

#### 1. 事業者等物価高騰対策支援給付金

- (1) 対象者 市内に住民登録のある個人事業主または市内に事業所を有し、収益事業を行っている法人・団体（令和8年3月31日以前から事業活動を行い、今後も継続する意思があること。）
- (2) 給付金額 従業員数（雇用保険被保険者）に応じて次の区分に応じて支給
- |         |          |
|---------|----------|
| 0人      | 50,000円  |
| 1人～19人  | 100,000円 |
| 20人～49人 | 150,000円 |
| 50人以上   | 200,000円 |
- (3) 受付期間 令和8年5月18日（月）～令和8年9月30日（水）
- (4) 申請方法 必要書類を揃え、舞鶴市商工・観光振興課へ持参または郵送

#### 2. みらい投資支援補助金

- (1) 対象者 市内の個人事業主、中小企業（中小企業基本法上の中小企業者）
- (2) 対象事業 広告宣伝、省エネルギー機器導入、商品開発、販路開拓、人材育成・確保、経営再建・事業継続、生産性向上、売上原価の抑制、副業・兼業人材の活用に関する事業
- (3) 補助金額 補助対象経費の3分の2以内
- |          |          |
|----------|----------|
| 【上限額】一般枠 | 300,000円 |
| 賃上げ実施枠   | 500,000円 |
- (4) 受付期間 令和8年5月18日（月）～令和8年12月25日（金）
- (5) 申請方法 必要書類を揃え、舞鶴商工会議所へ持参  
舞鶴商工会議所にて補助金申請や事業実施のサポートを受けられます。  
(舞鶴商工会議所) 住所：舞鶴市字浜66番地 舞鶴市商工観光センター3階  
電話：62-4600

